

大槌町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

(目的)

第1条 大槌町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業（以下「本事業」という。）は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するため、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」（令和4年12月26日付発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、必要な事項を定める。

(事業開始日)

第2条 本事業の開始日は、令和5年2月1日とする。

(事業区分)

第3条 本事業の区分及び事業内容については、以下の各号によるものとする。

- (1) 伴走型相談支援（別添1）
- (2) 出産・子育て応援給付金（別添2）

(その他)

第4条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年2月1日から適用する。

伴走型相談支援

(対象者)

第1条 伴走型相談支援の対象者は、町内の全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）を対象とする。

(実施体制)

第2条 伴走型相談支援は、大槌町子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する。

(実施内容)

第3条 出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るものとする。

2 妊娠の届出時の面談等については、以下の各号のとおりとする。

(1) 面談等の対象者

妊娠の届出をした妊婦とする。なお、可能であれば妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

(2) 面談等の実施時期

妊娠の届出時の面談等は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施することも可能とする。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施する。なお、妊婦が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先市町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を実施することとする。

(3) 面談等の実施内容

妊娠の届出をした妊婦に対し、アンケート（妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために町が定めるアンケート。様式第1号。以下「妊娠届出時アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、子育てガイド（様式第2号）を交付し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、別添2に定める出産・子育て応援給付金の案内及び申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、産前・産後サポート事業、母親学級・両親学級その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(4) 面談等の実施方法

顔の見える関係づくり等の観点から、妊婦がセンターの相談窓口等に来訪した上での対面による面談又はオンラインの画面上での対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、町長が適当であると認める場合には、面談等の担当職員が居宅訪問などのアウトリーチによる面談を実施する。また、アウトリーチによる面談も困難な場合には、面

談に代わり、電話及び妊娠届出時アンケートの提出を求めることにより実施することも可能とする。

3 妊娠8か月頃の面談等については、以下の各号のとおりとする。

(1) 面談等の対象者

妊娠8か月頃の妊婦のうち、アンケートの回答内容により、面接等を希望する者及び妊婦の状況等から支援が必要と町長が判断した者とする。なお、可能であれば妊婦の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

(2) 面談等の実施時期

妊娠8か月頃の面談等は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安とした時期に実施する。

(3) 面談等の案内、面談等の対象者との面談日程の調整

ア 妊娠8か月頃の妊婦に対し、概ね1か月前に、面談等の案内文及びアンケート（様式第3号。以下「妊娠8か月頃アンケート」という。）を送付する。なお、この時点で、流産又は死産したことを把握した妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わない。

イ 妊婦から提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容により、妊娠8か月頃の面談等の希望の有無や、妊婦の状況等を確認する。

(4) 面談等の対象者への面談等の実施内容

面談等の対象者に対し、提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容及び妊婦が持参した子育てガイドを基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて産後ケア事業の予約その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(5) 面談等の実施方法

第3条第2項第4号に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

(6) 面談等を希望しない妊婦又は妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦への対応

面談等を希望しない妊婦について、提出された妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、町長が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援につなげることとする。また、妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

(7) 全ての妊婦に対する面談等について

妊娠8か月頃の面談等について、全ての妊婦に対する対面面談又はアウトリーチによる面談を実施することや、全ての妊婦に対する電話による相談等を実施することも可能とする。

4 出生後の面談等については、以下の各号のとおりとする。

(1) 面談等の対象者

出生した児童を養育する者（以下「養育者」という。）とする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。また、可能であれば面談の対象者の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施する。

(2) 面談等の実施時期

出生後の面談等は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（養育者の居所が不明であった場合や、日本国外に居住していた場合等）は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。なお、養育者が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先市町村での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うこととする。

（3） 面談等の実施内容

新生児訪問、乳児家庭全戸訪問等を活用して、養育者に対し、アンケート（養育者の児童や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために町が定めるアンケート。様式第4号。以下「出生後アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、養育者が持参した子育てガイドを基に、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

（4） 面談等の実施方法

第3条第2項第4号に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

5 面談後の情報発信、随時の相談受付等については、第2項から第4項に基づく面談等の実施後も、緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て世帯に対して、随時の相談受付等を継続的に実施する。

（担当職員の要件及び配置）

第4条 面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職とする。

（面談等の相談記録の管理）

第5条 町長は、面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等や子育てガイドを含む面談等の相談記録を適切に管理しなければならない。

（関係機関との連携）

第6条 伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、別添2に定める出産・子育て応援給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

出産・子育て応援給付金

(定義)

- 第1条 この要綱において「クーポン」とは、掲示、交付その他の方法により使用する証票、電気通信回線に接続している電子計算機に入力することにより使用する識別記号その他これらに類するものであって、商品又はサービスを購入することができるものをいう。
- 2 この要綱において「クーポン券」とは、町が公募した民間事業者等が運営する店舗・サービス事業者等（以下「使用可能店舗等」という。）において子育てに係る商品・サービス（以下「子育て商品・サービス」という。）を購入することができる証票としてのクーポンをいう。
- 3 この要綱において「ID」とは、支給対象者専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という。）において子育て商品・サービスを購入することができる識別符号としてのクーポンをいう。

(出産・子育て応援給付金の支給)

第2条 出産・子育て応援給付金は、以下の第2項に基づき出産応援ギフトを、第3項に基づき子育て応援ギフトを支給するものとする。

2 出産応援ギフトについては以下の各号のとおりとする。

(1) 支給対象者

出産応援ギフトは、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で大槌町に住所を有する者に対して支給する。なお、支給対象者のうちアに該当する者については「支給妊婦」といい、イ又はウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

(2) 支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、5万円の現金支給又は5万円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポンの支給（以下「クーポン支給等」という。）を行う。

(3) 支給方法

以下のアに基づき支給妊婦への出産応援ギフトの支給を、イに基づき遡及支給妊婦への出産応援ギフトの支給を行う。

ア 支給妊婦への支給

(ア) 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下本号において「申請予定者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、当町による別添1第3条第2項に定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、町長に対して出産応援ギフト申請書（様式第

5号)及び口座登録届出書(様式第6号)を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うことができる。

- (イ) (ア)の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができる。
- (ウ) 申請予定者から支給の申請を受けた場合は、審査の上、当該者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- (エ) 町長は、(ウ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。
- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (カ) 町長は、(エ)により交付の可否を決定し交付するときは、申請者に対して出産・子育て応援給付金支給決定通知書(様式第7号。以下「決定通知書」)により通知する。
- (キ) 町長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

イ 遡及支給妊婦への支給

- (ア) 申請予定者は、事業開始日以降、町長に対して出生後アンケートを提出し、かつ、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、町長に対して出産応援ギフト申請書及び口座登録届出書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、出生後アンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うことができる。また、申請時点で妊娠した児童を出生している申請予定者については、次項に定める子育て応援ギフトの支給を受けるために実施する面談等又はアンケートの提出をもって出産応援ギフトの支給の申請を行うこととする。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- (ウ) 申請予定者から支給の申請を受けた場合は、審査の上、当該者に対して令和5年度内にクーポン支給等又は現金支給を行う。
- (エ) 町長は、(ウ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。
- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (カ) 町長は、(エ)により交付の可否を決定し交付するときは、申請者に対して決定通知書により通知する。
- (キ) 町長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支

給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

3 子育て応援ギフトについては以下の各号のとおりとする。

(1) 支給対象者

ア 子育て応援ギフトは、以下の(ア)又は(イ)に掲げる対象児童(子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者であって、子育て応援ギフトの申請時点で大槌町に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。なお、支給対象者のうち(ア)に掲げる児童を養育する者については「支給養育者」といい、(イ)に掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

(ア) 事業開始日以降に出生した児童であって、大槌町に住所を有する者

(イ) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、大槌町に住所を有する者

イ アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(ア) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(イ) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(ウ) 法人

(2) 支給内容

対象児童1人につき5万円の現金支給又は5万円相当額のクーポン支給等を実施する。

(3) 支給方法

以下のアに基づき支給養育者への子育て応援ギフトの支給を、イに基づき遡及支給養育者への子育て応援ギフトの支給を行う。

ア 支給養育者への支給

(ア) 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者(以下本号において「申請予定者」という。)は、当町による別添1第3条第4項に定める出生後の面談等を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、町長に対して子育て応援ギフト申請書(様式第8号)及び口座登録届出書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請を行うことができる。

(イ) (ア)の支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。

(ウ) 申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して子育て応援ギフトの支給を行う。

(エ) 町長は、(ア)の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の

養育の事実を確認すること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。

- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (カ) 町長は、(エ)により交付の可否を決定し交付するときは、申請者に対して決定通知書により通知する。
- (キ) 町長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

イ 遡及支給養育者への支給

- (ア) 申請予定者は、事業開始日以降、町長に対して出生後アンケートを提出し、かつ、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、町長に対して子育て応援ギフト申請書及び口座登録届出書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後アンケートの提出を行うことなく、支給の申請を行うことができる。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- (ウ) 申請予定者から支給の申請を受けた場合は、審査の上、当該者に対して令和5年度内にクーポン支給等又は現金支給を行う。
- (エ) 町長は、(ウ)の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。
- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (カ) 町長は、(エ)により交付の可否を決定し交付するときは、申請者に対して決定通知書により通知する。
- (キ) 町長は、本号の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上支給を決定し、支給対象者に対し受理した日の翌月末までに支払うものとする。

(留意事項)

- 第3条 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトは、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村が支給する。この場合、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。
- 2 流産又は死産した者に支給する出産応援ギフト及び対象児童が死亡した者に支給する子育て応援ギフトについては、当該者が使用できるような内容とする等の配慮を行うこととする。
 - 3 妊娠の届出、出生届出の時点で大槌町に住所を有する者が、申請時に大槌町から転出していた場合、転出先の市町村で支給されていないことを確認した上で、申請者からの申し出があれ

ば対象者とすることができる。

(不当利得の返還)

第4条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた支給対象者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。